

事 務 連 絡

平成25年11月18日

各正会員 事務局長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森 谷 賢

**環境配慮契約法産廃処理契約に関する基本的事項（解説資料）の改定について
（お知らせ）**

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、環境省総合政策局環境経済課より添付の環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項（解説資料）の平成25年改定版の提供がございましたのでお知らせ致します。つきましては、協会会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の解説資料の改定の内容につきましては、第15回理事会（平成25年9月10日）の資料17「環境配慮契約法解説資料の見直しについて」のとおりでございますが、ご参考として下記に主な改定事項の概要と解説資料の対応箇所を簡単にまとめておりますのでご覧下さいますようお願い申し上げます。

記

○解説資料の改定について

改定事項の概要	解説資料対応箇所
1. 入札参加資格の審査に関する見直し	・ 解説資料 15～17 ページ
2. 優良認定業者の申請書類の省略	・ 解説資料 4 ページ「(1) 評価項目」の上から 7～11 行目 ・ 20 ページ「注 2」 ・ 26 ページ「※ 1」
3. 優良認定は業態ごとに全国共通の取り扱いとすること	・ 解説資料 4 ページ「(1) 評価項目」の上から 7～8 行目のカッコ書き

以上